

投資主各位

証券コード 8975
平成27年8月14日

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
いちご不動産投資法人
執行役員 高塚義弘

第9回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第9回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権行使することができますので、後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成27年9月4日（金曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における議案について、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約第15条抜粋)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. (記載省略)

敬具

記

1. 日 時：平成27年9月5日（土曜日）午前10時

2. 場 所：東京都港区新橋一丁目2番6号

第一ホテル東京 5階 ラ・ローズⅡ

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

第1号議案：投資方針等に関する規約一部変更の件

第2号議案：資産運用報酬に関する規約一部変更の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社であるいちご不動産投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
 - ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合には、修正後の事項を本投資法人のホームページ〔[\(http://www.ichigo-reit.co.jp/\)](http://www.ichigo-reit.co.jp/)〕に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 投資方針等に関する規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 本投資法人は、従前より中規模オフィスを中心としたポートフォリオ構築を展開して参りましたが、今般、この戦略を本投資法人の投資方針として明確に位置付けるとともに、主たる用途がオフィスである不動産等及びこれに関連する不動産対応証券を主な投資対象とする「オフィス特化型リート」への転換を図ります。
- 本投資法人が「オフィス特化型リート」であることを訴求するため、本投資法人の商号を、「いちごオフィスリート投資法人」に変更するものです。（現行規約第1条関係）
- (2) (1)に掲げる投資方針の転換のため、規約の投資方針において、本投資法人の主な投資対象を「主たる用途がオフィスである不動産等及びこれに関連する不動産対応証券」とし、居住施設、商業施設、ホテル等のオフィス以外の不動産等を主な投資対象から除外する旨の規定の変更を行うものです。（現行規約第30条第1項関係）
- あわせて、規約変更時に既に保有しているオフィス以外の不動産等及びこれに関連する不動産対応証券については、規約変更後も引き続き保有できること、並びに急激な不動産市場動向の変化等により投資主の利益を毀損する恐れが生じた場合は、投資主の利益を守るために必要な措置を講ずることができることを明確にするため、規定の追加を行います。（現行規約第30条第1項及び変更案第30条第2項関係）
- (3) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、関連する規定を削除するものです。
- （現行規約第30条第4項関係）

- (4) 資産運用の対象とする資産の種類に、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）第105条第1号へに定める「不動産等資産」を記載しておりましたが、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。）第3条に定める特定資産の種類に従い、「不動産」等の記載に改めるものです。（現行規約第31条第2項関係）
- (5) 投信法施行令の改正に伴い、特定資産に該当する資産が追加されたため、関連する規定を追加するものです。（変更案第31条第4項第8号関係）
- (6) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）等の改正に伴い、本投資法人における課税負担の軽減を目的として、利益を超えた金銭の分配を行うことを可能とするものです。（現行規約第37条第2号関係）
- (7) 新投資口予約権等に関する一般事務の委託に関する規定を整備するものです。（現行規約第39条第3項関係）
- (8) 上記の他、条数の整備、表現の変更及び明確化、並びに字句の修正を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (商号) 本投資法人は、いちご <u>不動産</u> 投資法人と称し、英文では Ichigo <u>Real Estate</u> Investment Corporationと表示する。	第1条 (商号) 本投資法人は、いちご <u>オフィスリート</u> 投資法人と称し、英文では Ichigo <u>Office REIT</u> Investment Corporationと表示する。
第6章 資産運用の対象及び方針	第6章 資産運用の対象及び方針
第30条 (投資方針) 1. 本投資法人は、東京都心を中心に、その他首都圏、政令指定都市及び県庁所在地等に立地する不動産等で、 <u>事務所のほか、居住施設、商業施設又はホテルを主たる用途とするものを主な投資対象とする。</u>	第30条 (投資方針) 1. 本投資法人は、東京都心を中心に、その他首都圏、政令指定都市及び県庁所在地等に立地する不動産等 <u>(第31条第2項に定義する。以下同じ。)</u> で、 <u>主たる用途がオフィスである不動産等及びこれに関連する不動産対応証券 (第31条第3項に定義する。以下同じ。)</u> を主な投資対象とする。 <u>ただし、本投資法人は、平成27年9月5日時点で保有しているオフィス以外の用途に供される不動産等及びこれに関連する不動産対応証券については引き続き投資対象とができるものとする。</u> 2. 本投資法人は、市況動向、一般経済情勢、不動産市場動向等の急激な変化等予期し得ない事由が発生し、投資主の利益を毀損する恐れが生じた場合は、前項の定めにかかわらず、投資主の利益を守るために必要な措置を講ずることができる。
(新設)	3. (現行のとおり) 4. (現行のとおり)
2. (記載省略)	
3. (記載省略)	

現 行 規 約	変 更 案
<p>4. 本投資法人は、その有する資産の総額のうちに占める不動産等（不動産（投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産をいう。以下この項において同じ。）、不動産の賃借権、同号ヘに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいう。）の価額の割合を100分の70以上とするものとする。</p>	(削除)
5. (記載省略)	5. (現行のとおり)
第31条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）	第31条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）
1. (記載省略)	1. (現行のとおり)
2. 本規約（第30条第4項を除く。）に規定する不動産等とは、次に掲げるものをいう。	2. 本規約に規定する不動産等とは、次に掲げるものをいう。
(1) 不動産等資産	(1) 不動産
(2) 地役権 (新設)	(2) 不動産の賃借権
(3) 前各号に掲げる資産のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含み、第1号に該当する資産を除く。）	(3) 地上権
(4) 信託財産を主として第1号及び第2号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権	(4) 不動産、不動産の賃借権、地上権のみを信託する信託の受益権（不動産に付隨する金銭と併せて信託する包括信託を含む。）
(5) (記載省略)	(5) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
(6) (記載省略)	(6) (現行のとおり)
3. (記載省略)	(7) (現行のとおり)
(1)～(3) (記載省略)	3. (現行のとおり)
	(1)～(3) (現行のとおり)

現 行 規 約	変 更 案
(4) 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に規定する受益証券（前項 <u>第1号、第3号、第4号又は第6号</u> に掲げる資産に該当するものを除く。）をいう。）	(4) 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に規定する受益証券（前項 <u>第4号、第5号又は第7号</u> に掲げる資産に該当するものを除く。）をいう。）
4. (記載省略)	4. (現行のとおり)
(1)～(3) (記載省略)	(1)～(3) (現行のとおり)
(4) 有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行令」という。）第3条第1号に規定するものをいう。ただし、第2項 <u>第1号、第3号乃至第6号</u> 、前項各号、本項第5号及び第 <u>8号</u> 並びに第5項第1号、第 <u>7号</u> 及び第 <u>8号</u> に掲げる資産に該当するものを除く。）	(4) 有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行令」という。）第3条第1号に規定するものをいう。ただし、第2項 <u>第4号乃至第7号</u> 、前項各号、本項第5号及び第 <u>9号</u> 並びに第5項第1号、第 <u>8号</u> 及び第 <u>9号</u> に掲げる資産に該当するものを除く。）
(5) 不動産の管理会社等の株式（実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合又は不動産関連資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限る。）	(5) 不動産の <u>保有会社、管理会社</u> 等の株式（実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合又は不動産関連資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限る。）
(6)～(7) (記載省略) （新設）	(6)～(7) (現行のとおり)
(8) (記載省略)	(8) <u>再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令第3条第11号に規定するものをいう。）</u>
5. (記載省略)	5. (現行のとおり)
(1)～(5) (記載省略)	(1)～(5) (現行のとおり)
(6) 民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）（以下「民法」という。）に規定する動産のうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加されたもの	(6) 民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）（以下「民法」という。）に規定する動産のうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加されたもの（ただし、前項第8号に掲げる資産を除く。）
（新設）	(7) 地役権
(7)～(11) (記載省略)	(8)～(12) (現行のとおり)

現 行 規 約	変 更 案
<p>6. (記載省略)</p> <p>第7章 資産の評価</p> <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>(1) 第31条第2項第1号及び第2号に掲げる資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権及び地役権 (記載省略)</p> <p>(2) 第31条第2項第1号及び第3号に掲げる資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権のみを信託する信託の受益権 (記載省略)</p> <p>(3) 第31条第2項第4号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (記載省略)</p> <p>(4) 第31条第2項第5号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 (記載省略)</p> <p>(5) 第31条第2項第6号に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (記載省略)</p> <p>(6)～(8) (記載省略)</p> <p>(9) 第31条第4項第8号に定める金銭の信託の受益権 (記載省略)</p> <p>(10) (記載省略)</p>	<p>6. (現行のとおり)</p> <p>第7章 資産の評価</p> <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>(1) 第31条第2項第1号乃至第3号に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権 (現行のとおり)</p> <p>(2) 第31条第2項第4号に定める不動産、不動産の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権 (現行のとおり)</p> <p>(3) 第31条第2項第5号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (現行のとおり)</p> <p>(4) 第31条第2項第6号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 (現行のとおり)</p> <p>(5) 第31条第2項第7号に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (現行のとおり)</p> <p>(6)～(8) (現行のとおり)</p> <p>(9) 第31条第4項第9号に定める金銭の信託の受益権 (現行のとおり)</p> <p>(10) (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. (記載省略)</p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権、<u>地上権及び地役権</u> (記載省略)</p> <p>(2) 不動産、不動産の賃借権、<u>地上権又は地役権を信託する信託の受益権並びに不動産に関する匿名組合出資持分</u> (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>2. (現行のとおり)</p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権<u>及び</u>地上権 (現行のとおり)</p> <p>(2) 不動産、不動産の賃借権<u>又は</u>地上権を信託する信託の受益権並びに不動産に関する匿名組合出資持分 (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p>
第9章 計算	第9章 計算
<p>第37条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配 (記載省略)</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、<u>又は</u>本投資法人が適切と判断した場合には、投信協会の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。</p> <p>(以下記載省略)</p>	<p>第37条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配 (現行のとおり)</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、本投資法人が適切と判断した場合<u>又は</u>本投資法人における法人税等の課税負担を軽減することができる場合には、投信協会の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。 (以下現行のとおり)</p>
第10章 業務及び事務の委託	第10章 業務及び事務の委託
<p>第39条（業務及び事務の委託） 1. ~ 2. (記載省略)</p>	<p>第39条（業務及び事務の委託） 1. ~ 2. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3．本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備え置きその他の投資法人債原簿に関する事務、<u>投資法人債の発行</u>に関する事務及び投資法人債権者に係る事務（投信法施行規則<u>第169条第2項第4号及び第5号</u>に定める各事務をいう。）は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し委託する。</p>	<p>3．本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集<u>並びに新投資口予約権無償割当て</u>に関する事務、<u>新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿</u>の作成及び備え置きその他の<u>新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿</u>に関する事務、<u>投資証券、新投資口予約権証券及び投資法人債券</u>の発行に関する事務、<u>新投資口予約権者及び投資法人債権者</u>に係る事務、<u>並びに本投資法人の投資口の取得</u>に関する事務（投信法施行規則に定める各事務をいう。）は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し委託する。</p>
<p>第40条（費用） 本投資法人は、投資口の発行及びその他運用資産の運用に係る以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) 投資口の発行に関する費用 (2)～(12) (記載省略)</p>	<p>第40条（費用） 本投資法人は、投資口の発行及びその他運用資産の運用に係る以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) <u>投資口、新投資口予約権及び投資法人債の発行</u>に関する費用 (2)～(12) (現行のとおり)</p>

第2号議案 資産運用報酬に関する規約一部変更の件

1. 変更の理由

投資主利益と一致した資産運用報酬体系とするために、従来の減価償却費の増減等により変動する運用報酬IIの報酬率を下げ、分配金総額に連動した運用報酬を追加するものです。（別紙「資産運用会社に対する資産運用報酬」関係）

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

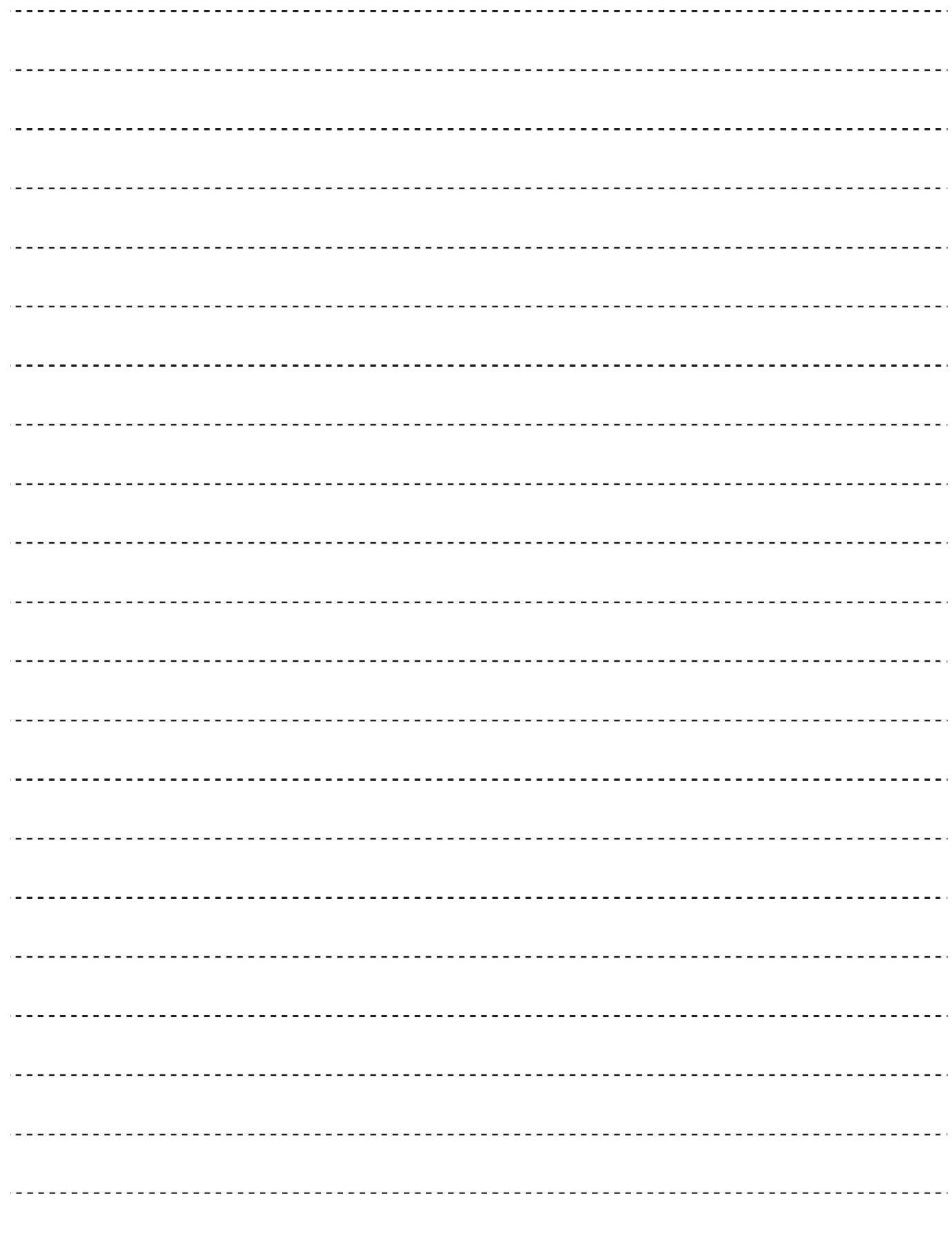
現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 (記載省略)</p> <p>1. 運用報酬I (記載省略)</p> <p>2. 運用報酬II</p> <p>本投資法人の各決算期の経常キャッシュフローに<u>3.00%</u>を上限とする料率を乗じて得た金額。なお、ここで経常キャッシュフローとは、本投資法人の損益計算書上の経常損益に減価償却費及び繰延資産償却費を加えて、特定資産の売却損益及び評価損益（特別損益に計上されるものを除く。）を除いた金額とする（以下「CF」という。）。また運用報酬IIの計算に際しては、運用報酬I、運用報酬II及びインセンティブ報酬控除前のCFを基準とする。</p> <p>(新設)</p> <p>支払時期は、本投資法人の各決算期から3か月以内とする。</p> <p>3. ~6. (記載省略)</p>	<p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 (現行のとおり)</p> <p>1. 運用報酬I (現行のとおり)</p> <p>2. 運用報酬II</p> <p><u>(1) 経常キャッシュフローベース</u> 本投資法人の各決算期の経常キャッシュフローに<u>2.0%</u>を上限とする料率を乗じて得た金額。なお、ここで経常キャッシュフローとは、本投資法人の損益計算書上の経常損益に減価償却費及び繰延資産償却費を加えて、特定資産の売却損益及び評価損益（特別損益に計上されるものを除く。）を除いた金額とする（以下「CF」という。）。また運用報酬IIの計算に際しては、運用報酬I、運用報酬II <u>(経常キャッシュフローベース及び分配金総額ベース)</u> 及びインセンティブ報酬控除前のCFを基準とする。</p> <p><u>(2) 分配金総額ベース</u> 本投資法人の各決算期の分配金の額に<u>2.0%</u>を上限とする料率を乗じて得た金額。なお、ここで分配金の額とは、本投資法人の金銭の分配に係る計算書に記載の金額とする。</p> <p>支払時期は、本投資法人の各決算期から3か月以内とする。</p> <p>3. ~6. (現行のとおり)</p>

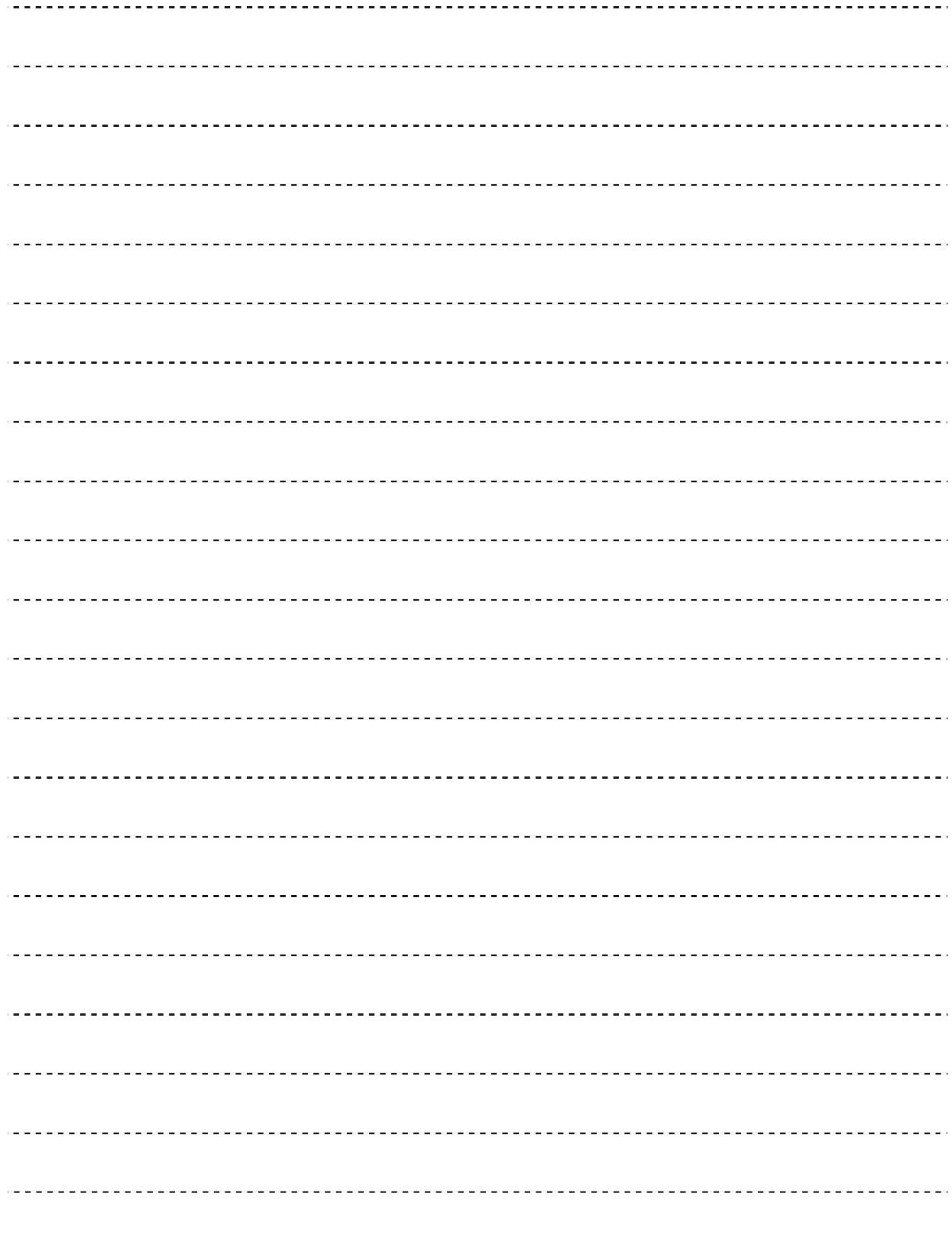
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第15条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第2号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

(メモ欄)





投資主総会会場ご案内図

場 所：第一ホテル東京 5階 ラ・ローズⅡ

東京都港区新橋一丁目 2番 6号



○ J R 線・東京メトロ銀座線 新橋駅より徒歩 2 分

○都営地下鉄浅草線 新橋駅より徒歩 4 分

○都営地下鉄三田線 内幸町駅より徒歩 3 分